

論 説

ソーシャルワーク教育における文化的コンピテンスと多様性

添 田 正 揮^{*1}

要 約

本論文では、欧米のソーシャルワーク教育と実践の研究の発展過程を踏まえ、国際人口移動が進展し多文化・多様化社会となった今日、外国にルーツを持つ人々の問題に対応可能なソーシャルワーカーを養成する必要があることを示した。そのためには、文化的コンピテンスとダイバーシティの価値と理論に基づき、教育側と実践現場側が連携し、教育と実践の基準を構築することの必要性を示した。また、国際人口移動に伴う生命や生活の安定や安全保障の整備にあたっては、彼/彼女らのエスニックリアリティを念頭に置くことが求められる。それと同時に、各国の社会保障・安全保障という枠組みで考えるだけでなく、国家の枠組みを超えて人間の安全や生命をいかに守っていくかというヒューマン・セキュリティの考え方が重要となることが示唆された。

1. はじめに

国際人口移動に伴う人の多様化は生活の多様化につながっている。このような社会状況に対して、ソーシャルワーカーの倫理綱領に規定されたソーシャルワーク専門職として果たすべき役割は大きい。

ソーシャルワーカーの倫理綱領には、ソーシャルワークの専門職（ソーシャルワーカー）は「人間の福利（ウェルビーイング）の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人々のエンパワーメントと解放を促していく」とされている。近年、ソーシャルワーク教育のグローバルスタンダードとなっているのは、人種、民族、文化、階級、ジェンダー、性的志向、宗教、身体的あるいは精神的な能力、年齢、国籍の違いを前提とした価値や知識そして技術を教え、実践することである。本来、ソーシャルワークにおいては個別性を尊重することが援助の原則の一つとされている。グローバルスタンダードで示された人種や民族、文化、国籍の違いというものは対象者の個別性を尊重した実践を展開するために理解しておく必要があるクライアントの基本的な情報なのである。

グローバルスタンダードの観点から見た場合、ソーシャルワークにおける文化的コンピテンスは、

多文化化・多様化するグローバル社会で生活している人々を援助するソーシャルワーカーにとって必要不可欠となる能力といえる。ソーシャルワークの発展過程を見ると、対象となるクライアントの理解や生活実態の把握のために様々な実践モデルやアプローチが作られ精練されて今日に至っていることが分かる。国境を越えた人口移動が地球規模で展開される今日、ソーシャルワーカーが援助関係を形成するクライアントの中には外国にルーツを持つ人々が存在するのであり、理解するための枠組みが必要となるのである。

2. 研究の目的

本研究は、多文化・多様化社会で生活している人々の問題を解決する実践力のあるソーシャルワーカーを養成するための教育内容を検討することを目的としている。

日本における外国人を題材にした研究は、犯罪学、心理学、比較心理学、文化人類学、憲法学、社会学、歴史学など様々な領域でなされてきており、テーマについても社会保障、医療、人権、国際交流、児童福祉、看護、住宅、精神保健、国籍条項、国際結婚、国籍条項、保育、無年金問題、国民健康保険、人口動態、母子世帯、公務就任権、エスニック

^{*1} 川崎医療福祉大学 医療福祉学部 医療福祉学科
(連絡先) 添田正揮 〒701-0193 倉敷市松島288 川崎医療福祉大学
E-Mail : soeta@mw.kawasaki-m.ac.jp

ク・コミュニティ、出稼ぎ労働者の労働問題、労働環境、性産業、異文化間メンタルヘルス、多文化教育、日本語教育、異文化コミュニケーション、外国人児童の受け入れ等多岐に亘る。

社会福祉の領域においては、サービスの受給資格や経済的・労働的側面といった人間の一面に焦点化しそこから派生する貧困・医療・保健の研究がなされてきている。また、歴史的な脈において日本で生活せざるを得なくなった在日朝鮮・韓国人および中国人に対する生活保護法の解釈などが主であった。佐藤¹⁾は、国際化が進展するなかで労働災害、劣悪な労働条件などの外国人労働者問題への対応は大きく立ち遅れていることを指摘し、人権保障の視点から現状と課題を明示し、法制度や自治体、非政府団体等の対応について問題提起をした。伊豫谷ら²⁾日本人移民に関する体系的な研究が限られており、日本経済の発展と外国人労働者問題の関連も取り上げられることはほとんどなかったし、外国人労働者の問題群を①法・国家と移民に関する問題群、②国際労働力に関する問題群、③外国人の滞在に伴う社会的・文化的問題群に分けて理論化を行った。小川³⁾は、世界人権宣言における社会保障の位置づけと社会保障の権利における国籍の関係性を捉え、社会保障は生身の人間、勤労者の階級に属する者として、社会の一員であること自体からする権利である以上、国籍によって差別されるべき性質のものではないとした。近年では、国家資格である社会福祉士養成テキスト^{4,5)}のなかで事例として取り上げられたり、外国人が多く住んでいる自治体において多文化ソーシャルワーカーを独自に養成したりするなど、多文化社会に対応する活動が行われている。

クライアント一人ひとりの差異を認めて個性を尊重したソーシャルワーク実践を展開するためには、クライアントの適切な情報把握が必要となる。人種や国籍、宗教や移住の経験、文化的側面等は、外国にルーツを持つ人々にとっては存在意義に関わるものであるため、ソーシャルワーカーはクライアントの全体性を把握して実践を展開していかなければならない。そのような実践を展開していくためには、教育の段階でクライアントの文化的側面を学習する機会を保障する必要がある。欧米のソーシャルワークに目を向けると、民族や文化的背景に配慮したソーシャルワーク実践と教育の研究がなされ、カリキュラム策定の認定基準が示されているなど教育内容に反映されている。しかしながら、日本のソーシャルワーク教育においては、クライアントや住民の民族や文化的背景の実態を学習するための科目や教育内容のカリキュラムに言及されていないのが現

状である。

以上を踏まえ、本稿においては民族や多文化等に配慮した実践と教育が先行している欧米のソーシャルワーク研究を参考にし、多文化化および国際化社会において求められるソーシャルワーク実践とソーシャルワーカーの養成教育の2つをつなぐ視点および枠組みとして多文化コンピテンスの意義および必要性について考察する。

3. 研究方法

第一に、民族(ethnicity)、多文化(multicultural)、反抑圧(anti-oppressive)の視点で書かれたソーシャルワーク専門図書をレビューし、多文化に対する価値や理論の変遷、教授法を整理した。ソーシャルワークの対象としてエスニックマイノリティに焦点化し、それらの人々に対するソーシャルワークの価値や実践について歴史的な変化と関係性について考察した。

第二に、日本及び全米ソーシャルワーカー協会が採択している倫理綱領や実践のための基準に関する文書を確認し、エスニシティや外国籍住民等に関する項目や内容を分析した。

4. 研究結果

4.1 多文化化・国際化の状況

ここでは、日本における多文化化および国際化の状況について人口移動の観点から整理し、人口の変動や社会構造の変化に対してソーシャルワークが果たす役割について考察する。

法務省入国管理局によれば、平成23年速報値では、2011(平成23)年における外国人入国者数(再入国者数を含む)は713万5,407人となっている。再入国者を除いた新規入国者数については544万8,019人となっている。

外国人登録者数を見ると、平成23年年末現在における外国人登録者数は207万8,480人であり、前年に比べて5万5,617人減少している。平成20年末をピークに3年連続で微減傾向が続いている。外国人登録者の日本の総人口1億2,773万人(総務省統計局発表平成24年1月1日現在概算値)に占める割合は、1.63%となっている。

外国人登録者の国籍(出身地)の数は190(無国籍を除く)となっている。国籍別では、中国(台湾、香港を含む)が67万4,871人で全体の32.5パーセントを占め、以下、韓国・朝鮮、ブラジル、フィリピン、ペルー、米国と続いている。

次に都道府県別登録者数を示したのが表1である。登録者数が最も多いのが東京都であり全国の

19.5%を占めている。以下、大阪府、愛知県、神奈川県、埼玉県と続いている。

市町村単位でみると、外国人登録者数と地域住民や地域社会との関係性、直面している生活問題と解決方法等がより明確になる。たとえば、1980年代以降に来日して定住したニューカマーと呼ばれる南米日系人を中心とする外国人住民が多数居住する行政の取り組みとして外国人集住都市会議^{†1)}がある。

表2は外国人集住都市会議の会員都市の面積・総人口・外国人登録者数・外国人割合・国籍を表したものである。総人口に対して外国人が占める割合が最も高いのが群馬県大泉町の15.2%であり、28都市の平均は4.5%となっている。4.5%という数字は都道府県別外国人登録者数を見ると、全国で7番目に多い兵庫県(4.7%)に並ぶ数字である。

外国人集住都市会議は、外国人住民に係わる施策や活動状況に関する情報交換を行うなかで、地域で顕在化しつつある様々な問題の解決に積極的に取り組んでいくことを目的として設立された⁶⁾。外国人集住都市会議では、外国人住民の生活課題が就労、

教育、医療、社会保障などの法律や制度に起因するものも多いため、国・県および関係機関への提言や連携した取り組みなども行っている。

4.2 人と環境の相互作用に着目するソーシャルワーク

ソーシャルワークの観点から先述した外国人集住都市会議の目的や活動を分析すると、個人の生活問題を解決するだけではなく、人間関係における問題解決を図り、地域環境の改善や国に対する政策提言を行っている点などは、本稿の「はじめに」で述べたソーシャルワークに近い実践と評価することができる。

また、世界保健機関(WHO)が2001年5月、第54回WHO総会において採択した「国際生活機能分類(International Classification of Functioning, Disability and Health: 以下、ICF)^{†2)}」から見ても、人と環境の相互作用に着目する意義を指摘することができる。ICFでは、健康状況と健康関連状況、結果、決定因子を理解し、研究するための科学的基盤の提供を目的とし、人の健康のすべての側面

表1 都道府県別外国人登録者数

(各年末現在)

都道府県	平成19年 (2007)	平成20年 (2008)	平成21年 (2009)	平成22年 (2010)	平成23年 (2011)	構成比 (%)	対前年末 増減率 (%)
総数	2,152,973	2,217,426	2,186,121	2,134,151	2,078,480	100.0	-2.6
東京都	382,153	402,432	415,098	418,012	405,689	19.5	-2.9
大阪府	211,758	211,782	209,935	206,951	206,321	9.9	-0.3
愛知県	222,184	228,432	214,816	204,836	200,693	9.7	-2.0
神奈川県	163,947	171,889	173,039	169,405	166,153	8.0	-1.9
埼玉県	115,098	121,515	123,600	123,137	119,725	5.8	-2.8
千葉県	104,692	111,228	115,791	114,254	110,233	5.3	-3.5
兵庫県	101,527	102,522	102,059	100,387	98,515	4.7	-1.9
静岡県	101,316	103,279	93,499	86,158	82,183	4.0	-4.6
京都府	53,295	53,163	52,998	52,742	52,563	2.5	-0.3
福岡県	48,635	50,963	52,172	52,750	52,554	2.5	-0.4
その他	648,368	660,221	633,114	605,519	583,851	28.1	-3.6

出典：法務省入国管理局「平成23年末現在における外国人登録者数について(速報値)」(平成24年2月22日)

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00015.html

注1) 東日本大震災直後の3月末に大きく減少した後、6月末には一旦増加に転じたが、その後微減が続いており、平成23年9月末の数から同年12月末への変化は、1万392人(0.5%)の減少となっている。

平成22年12月末：213万4,151人

平成23年3月末：209万2,944人

平成23年6月末：209万3,938人

平成23年9月末：208万8,872人

平成23年12月末：207万8,480人

注2) 東日本大震災の被災地域の内、岩手県、宮城県及び福島県の3県における平成23年末の外国人登録者数は、前年に比べ、岩手県15.5%減、宮城県13.2%減、福島県15.1%減(3県の平均は14.3%減)と、いずれもその減少率は全国平均(2.6%減)を大きく上回った。減少率が最も大きかった市は、大船渡市(63.0%減)であり、以下、釜石市(59.8%減)、陸前高田市(50.0%減)、気仙沼市(41.4%減)、石巻市(40.1%減)と続いている。

表2 外国人集住都市会議 会員都市データ

都市名	面積(km ²)	総人口(人)	外国人登録者数(人)	外国人割合(%)	登録者国籍1位	同2位	同3位
					登録者数(人)	登録者数(人)	登録者数(人)
伊勢崎市	139.33	211,098	10,781	5.1	ブラジル	ペルー	フィリピン
					4,144	2,610	1,084
太田市	176.49	219,753	7,351	3.3	ブラジル	フィリピン	中国
					3,183	1,082	785
大泉町	17.73	41,074	6,257	15.2	ブラジル	ペルー	フィリピン
					4,501	852	163
上田市	552.00	162,916	3,990	2.4	ブラジル	中国	ペルー
					1,168	1,124	333
飯田市	658.76	104,771	2,458	2.3	中国	ブラジル	フィリピン
					1,108	685	401
大垣市	206.52	164,649	5,497	3.3	ブラジル	中国	韓国・朝鮮
					3,072	1,283	315
美濃加茂市	74.81	55,162	4,836	8.8	ブラジル	フィリピン	中国
					2,742	1,400	367
可見市	87.60	101,539	5,781	5.7	ブラジル	フィリピン	中国
					3,347	1,602	356
浜松市	1558.04	818,841	26,668	3.3	ブラジル	中国	フィリピン
					13,447	3,188	2,968
富士市	245.02	261,335	5,019	1.9	ブラジル	中国	フィリピン
					1,809	991	692
磐田市	164.08	173,715	7,259	4.2	ブラジル	フィリピン	中国
					5,025	701	698
掛川市	265.63	119,612	4,251	3.6	ブラジル	フィリピン	中国
					2,438	609	532
袋井市	108.56	86,853	3,455	4.0	ブラジル	中国	フィリピン
					2,301	470	223
湖西市	86.65	62,291	3,360	5.4	ブラジル	ペルー	フィリピン
					1,955	553	208
菊川市	94.24	48,635	3,333	6.9	ブラジル	フィリピン	中国
					2,356	433	271
豊橋市	261.35	381,631	16,318	4.3	ブラジル	フィリピン	韓国・朝鮮
					8,927	1,879	1,698
豊田市	918.47	422,506	14,249	3.4	ブラジル	中国	韓国・朝鮮
					6,322	2,962	1,450
小牧市	62.82	153,507	8,046	5.2	ブラジル	中国	ペルー
					3,733	1,046	871
知立市	16.34	69,763	4,245	6.1	ブラジル	中国	フィリピン
					2,878	370	354
津市	710.81	288,687	8,244	2.9	ブラジル	中国	フィリピン
					2,960	2,153	923
四日市市	205.58	314,162	8,593	2.7	ブラジル	韓国・朝鮮	中国
					2,994	1,993	1,581
鈴鹿市	194.67	202,912	8,440	4.2	ブラジル	ペルー	中国
					3,719	1,459	1,066
亀山市	190.91	50,211	2,459	4.9	ブラジル	フィリピン	中国
					1,208	480	376
伊賀市	558.17	99,726	4,819	4.8	ブラジル	中国	ペルー
					2,562	928	501
長浜市	680.79	125,418	3,679	2.9	ブラジル	中国	ペルー
					2,215	480	300
甲賀市	481.69	94,587	2,664	2.8	ブラジル	中国	ペルー
					1,242	467	310
湖南市	70.49	55,268	2,359	4.3	ブラジル	韓国・朝鮮	ペルー
					1,268	358	313
総社市	212.00	67,306	890	1.3	ブラジル	中国	朝鮮・韓国
					416	276	73

※基準日 平成23年4月1日

と安寧 (well-being) のうち健康に関連する構成要素を扱っている⁷⁾。ソーシャルワークとの関係でいえば、ICFは個人の生活機能は健康状態と背景因子 (環境因子と個人因子) との間の相互作用あるいは複合的な関係とみなしているものであり、この点がソーシャルワークにおけるクライアントの理解のための重要な枠組みとなっている。そして、ICFの構成要素の「個人因子」には性別、人種、年齢、習慣、過去および現在の経験、ライフスタイルなどが含まれている。社会が多文化化および国際化がする中で、外国にルーツを持つ人々を理解し、支援を行っていくために必要な知識・技術・価値を修得することがソーシャルワーク専門職に求められている。

4.3 アメリカの多文化社会におけるソーシャルワークの変遷

アメリカにおけるソーシャルワークの専門性の出発点として、社会の変化や拡大が進んだ19世紀後半に見いだすことができる⁸⁾。この世紀は、劇的な都市化の進展とともに、産業化や科学技術の変革にみられるような目まぐるしい発展をとげた時期である。産業や科学技術などの発展により、アメリカ社会において新たな社会問題を引き起こしたとされている。

社会状況の変化の中で特徴的な事象として、移民の増加が挙げられる。19世紀後半は、特にヨーロッパ諸国からの移民が上位を占めていた。移民の増加は国家的な課題にとどまる性質のものではなく、生活圏域または単位としての市や地域の再構築の必要性を引き出した。彼らは新来外国人 (new arrival) として、見知らぬ地域で新たな生活者となっていったのである。移民の増加は、マクロの見地からの社会的対応が必要とされる社会問題としての性格を有するだけでなく、新たに表出してきたヒューマンニードへの対応策を立案する必要性をも導き出した。

アメリカにおいてソーシャルワーカーが人種、民族、階級の多様性に配慮するための見地や実践的アプローチの開発に力が注がれるようになったのは、1960年代の公民権運動と1965年の移民法の改正による移民の激増に端を発している⁹⁾。移民の増加は後にサラダボウルと表現されるような民族と文化の多様化をもたらすことになった。民族の多様性 (ethnic diversity) を通じて、民族や文化が生活に豊かさや機会をもたらすものとして捉える価値や理念が育まれた。このような価値が認識されることによって、ソーシャルワークの領域においても民族や文化の多様性に関する知識基盤を拡大し、技術を向

上する必要性に直面したといえる。

人種の少数者集団の公民権運動は、当時のソーシャルワークの存在意義やあり方に影響を与えた。例えば、1964年の公民権法の成立に至る黒人の人権運動である。当時、黒人の社会的地位は依然として低く、アメリカ国民としての平等な権利を与えられていない状態であった。南部アラバマ州モントゴメリーでのバス・ボイコット運動などを契機に、人種差別撤廃を叫ぶ公民権運動が全米各地に拡大していき、非暴力抵抗主義を唱えるキング牧師に指導されたワシントン大行進で黒人運動のピークを迎え、1964年の公民権法の成立に至った。ソーシャルワーク教育分野においても、60年代の公民権運動などによる人種問題の顕在化は看過できない状況であった。人種が混ざり合った状態に対して、社会福祉も少数民族へのサービスは、彼/彼女らの持つ社会・文化的背景や言語を理解した上でなされるべきであるとし、少数民族に関する教科の導入、少数民族出身学生の教育およびスタッフへの雇用が主張されるようになった¹⁰⁾。

スペクトによれば、1960年代の権利を奪われ差別されてきている人種的少数者集団、女性、学生、およびその他の人々の公民権、同性愛者などへ烙印や認識、また戦争、および消費者保護のような政治的経済的争点に関して社会変革を図っていこうとして展開した社会運動が一連の社会的な勢力となり、社会科学における知識と実践の統合を推し進めた要因になった¹¹⁾。

1970年代は、貧困戦争 (War on Poverty) と題される政治的背景を有している年代である。1964年には、ジョンソン大統領のもと経済機会法 (Economic Opportunity Act) の制定を皮切りに、アメリカ政府は貧困撲滅のために積極的に取り組んだ。貧困問題、人種差別問題の解決に対して国家の責任を明確にした。1972年には、職場での人種、肌の色、ジェンダー、国籍などを理由にした差別待遇をなくすことを推進・強化するために、平等雇用機会委員会 (The Equal Employment Opportunity Commission) が創設された¹²⁾。

1990年には全ての年代でエスニックマイノリティの人口が全人口の20~25%を占めるようになり、その後劇的に増加した。Carolynによれば、「この人口統計に照らし合わせていえば、カリキュラムへのニーズと未来に向けて自己変革に考慮するために教育分野のソーシャルワーカーが配慮すべき義務がある。そして、ソーシャルワークはエスニックマイノリティの重要性を反映した理論的・実践的内容を含んだカリキュラムに改革することが教育者にとっ

て主要な挑戦である¹³⁾」としている。人口動態を踏まえたカリキュラムの展開過程を示したのが表3である。人種、エスニシティ、抑圧、文化的、民族的、心理的な多様性を含んだ「包括的 (inclusive) カリキュラム」に至る過程が提示された。

日本におけるソーシャルワーク教育または社会福祉教育にこの5つの段階を当てはめて考えると、第1段階から第2段階に移行したばかりと言わざるを得ない。ソーシャルワーカーの養成は、実際に生活している人間の問題解決を実現するために行うことができ初めて存在意義が認められるものといえる。したがって、外国にルーツを持つ人々の生活問題を解決することができる実践力を有する人材を養成するためのカリキュラムを整備する必要がある。

4.4 民族に配慮した実践 (Ethnic-sensitive practice) の登場

欧米諸国のソーシャルワーク発達の過程をみると、外国にルーツを持つ人々の存在が社会情勢に大きく影響を与えているのであり、民族に配慮した実践 (ethnic-sensitive practice) の理念と視点は、歴史の中で作られてきたものといえる。歴史的な観点からみると先住民との対峙、国家の形成と存続をかけた多民族・異文化の融合・統合、そして社会的・経済的・政治的諸要因に基づく国際人口移動などを通じて人間の時間的・空間的交流の中で形作られてきたといえる。

DevoreとSchlesingerによれば、民族に配慮した実践 (ethnic-sensitive practice) は、これまでのソーシャルワークの知識、価値、技術を基礎概念に据え、それら3つの創造的な組み合わせによって、多様な文化、歴史、民族性を有する人々への視点と支援方法を提供するもの¹⁴⁾としている。また、民族に配慮した実践 (ethnic-sensitive practice) はソーシャルワークの価値や倫理が論じられる文脈で強調されており、専門的ソーシャルワークというものは、様々な民族的背景を有するグループや個人が持つ特別な才能、特有な文化的背景と歴史、そしてユニークなニーズを強調し評価するものである¹⁵⁾としている。

民族に対する感受性 (ethnic sensitive) のあるソーシャルワークの特徴のひとつは、エスニック・リアリティ (ethnic reality) への配慮である。エスニック・リアリティ (ethnic reality) とは、人種、文化、伝統、言語、儀式、社会構造、社会階級、アイデンティティ、出身地、移住の経験などである。これらの要素は、ソーシャルワーク実践の原則のひとつである「個別化の原則」に該当するものである。ソーシャルワーカーは、クライアントの生活問題の解決や相互に影響しあう社会環境の整備のため、エスニック・リアリティ (ethnic reality) への感受性 (ethnic-sensitivity) が必要となる。

表4は、ソーシャルワークの主要なアプローチに

表3 包括的カリキュラムに至る発展段階

段階	内容
第1段階	特徴のないカリキュラム。 理論においては有色人種に言及せず、一般的な信念や実践が示される。民族 (race)、エスニシティ (ethnicity)、抑圧 (oppression) については取り上げられず、エスニックマイノリティに関する内容は教授しない。
第2段階	エスニックマイノリティに関する内容がカリキュラムに入る。 この段階では、人種およびエスニックマイノリティは、コントロールされる変数 (変化するもの) 又は要因として加えられる。パラダイムが変更されることはないが、全てのエスニックグループに対して例外なく適用する。1960年代のソーシャルワークカリキュラムに重要な段階として特徴づけられる。
第3段階	エスニックマイノリティは逸脱した者、基準から外れた者とされる。マイノリティは、問題または普通ではないと見なされる。逸脱および犠牲のパラダイムが優勢となる。
第4段階	第4段階では、彼ら自身の文化におけるエスニックマイノリティを含めるようになる。文化が考慮に入れられ、それぞれのグループの個人が開発した枠組みや書物を意識的に組み込む試みがなされる。存在しているパラダイムに適合するような分析が生じる。
第5段階	第5段階では、包括的カリキュラムとなる。第5段階におけるカリキュラムは、第1段階と第4段階の2つのビジョンを結合したものとなる。多文化や包括的、多様な社会における生活パターンとして健全な論理体系が提供される。包括的カリキュラムは、全ての人々や見方に対応するよう、再構築と再定義を求める。この変化は、世界における文化的、民族的、心理的な多様性に対して、より正確な反応を生み出したり導き出したりする。

Carolyn Jacobs & Dorcas D. Bowles (eds.): Ethnicity & Race : Critical Concept in Social Work, 134-135, 1994. 筆者が翻訳

ついてエスニック・リアリティ (ethnic reality) への配慮がなされているかといった観点から分析され整理されたものである。これらのアプローチは日本のソーシャルワーク教育で教授されているが、エスニック・リアリティ (ethnic reality) については言及されていないのが現状である。今後日本における外国人を視野に入れたアプローチを検討し方法論を

構築する上でも、これらのアプローチを改めて見直す価値がある。

4.5 ソーシャルワーク教育における認定基準の意義

4.5.1 アメリカ

アメリカでは、ソーシャルワーク教育のカリキュラム策定とソーシャルワーカー養成機関の認定

表4 ソーシャルワークの主要なアプローチにおける民族への感受性 (ethnic-sensitivity)

アプローチ	代表者	定義	Ethnic Reality への配慮
心理社会的アプローチ	Hollis, F. Turner, F. J. & Strean, H. S.	人間は過去に規定される；人間は心理的、社会的、個人間関係、個人内、相互システム的な存在；問題は幼児期の体験、エゴ/スーパーエゴ機能の欠点、現在のプレッシャーから生じる；心理的ダイナミクス理論の重要性	階級とエスニシティに関係する病理学に力点を置く；エスニックリアリティへの適応は指摘しているが詳しく説明していない
問題解決アプローチ	Perlman, H. H. Compton, B., & Galaway, B.	人生は問題解決の過程；能力は過度のストレス、危機、不十分な資源によって失われる；現在が重要；理論折衷主義のスタンス	ethclass (社会階級とエスニックの関係性) に対する配慮を要求；エスニックリアリティへの適応は記述的であり、具体的な介入方法には統合させていない
課題中心アプローチ	Reid, W. J., & Epstein, L.	人間は問題解決能力を持っている；クライアント自らが問題の的を決定する；理論折衷主義のスタンス	エスニシティ、階級、貧困に対して大きな配慮がなされている；エスニックリアリティへの適応は示唆するものの、具体的な介入方法には統合させていない
構造的アプローチ	Middleman, R., & Goldberg, G.	環境に起因するプレッシャーが問題を引き起こす主要な原因；不適応は通常資源とニーズの不適合いから生じる	エスニシティ、階級、貧困に対して大きな配慮がなされている；エスニックリアリティへの適応は示唆するものの、具体的な介入方法には統合させていない
システムアプローチ	Pincus, A., & Minahan, A.	ソーシャルワークは次の点に関心を持つ：必要な資源の不足；人間と資源システムの結び付け；問題のある資源システムの相互作用；内在的な問題解決資源	エスニシティ、社会階級に関する幾つかの配慮；エスニックリアリティへの適応は示唆するものの、具体的な介入方法には統合させていない
エコロジカル・アプローチ	Germaine, C. B., & Gitterman, A.	個人と環境の関係性に着目；全ての生活形態はバランスを求め、資源を必要とする；ストレス=要求とそれに応えるための能力とのバランス不均衡；対処=適応のための努力；人間関係は存続のための基礎；環境=身体的および社会的なもの	エスニシティ、階級、貧困に対して大きな配慮がなされている；エスニックリアリティへの適応は示唆するものの、具体的な介入方法には統合させていない
プロセス・ステージ・アプローチ マイノリティ実践	Lum, D.	アメリカに基盤を置く全ての有色人種は、人種差別の経験と共同体としての集会的構造の重要性についてマイノリティの価値、拡大した家族、宗教および精神的な価値を共有する；NASW の倫理綱領では、上記の項目に対する配慮を求めている	エスニシティに配慮しているが、階級への配慮はなし；エスニックへの適応を示唆し、具体的な介入方法には統合させている
エスニック志向アプローチ	Devore, W., & Schlesinger, E. G.	個人の歴史および集会的な歴史が諸々の問題に影響を与える；現在が最も重要；エスニシティは結合と不和の原因	エスニシティのほとんどの有色人種に配慮している；エスニシティ/マイノリティの地位を具体的な介入方法に統合的に適用している
ストレングス志向アプローチ	Saleeby, D.	人間はストレングズ (力) を持っている；問題と向き合う；回復力	全体的に適用
エンパワメントアプローチ	Lee, J. A.	クライアントがクライアント自身であるいは相互に共同して社会的、政治的、経済的力を獲得していくことの援助	全体的に適用；集団の抑圧の歴史と集団を統治してきた政策の歴史、エスクリラスとフェミニストの視点を含めた複眼的視野を提示

Devore W, Schlesinger E.G : Ethnic-sensitive social work practice. Allyn and Bacon, 114, 1999. の一部を筆者が翻訳

(ソーシャルワーク大学院の認定)は、1952年に設立されたソーシャルワーク教育評議会(Council of Social Work Education(以下、CSWE))委員会が行っている。

ソーシャルワーク教育評議会の「教育方針および認定基準(Educational Policy and Accreditation Standards(以下、EPAS))」では、カリキュラムの内容を指定すると共に、整備すべき専門的ソーシャルワーク実践の教育内容や学生の学習目標、人々の多様性について明示している。(図1) EPASは、序文(preamble)、教育方針および認定の機能(Functions of Educational Policy and

Accreditation)、教育方針(Educational Policy)(図1)¹⁶⁾、認定基準(Accreditation Standards)の項目で構成されている。教育方針および認定の機能の章の「2. Accreditation」では、非差別と人間の多様性(Nondiscrimination and human diversity)を基準の一つとして示している。

4.5.2 イギリス

イギリスでは、人種と差別に対する関心が拡大する中で、anti-racist及びanti-oppressiveソーシャルワークが誕生した。この理念は、高等教育質保証機構(Quality Assurance Agency for Higher Education)が定めた「ソーシャルワーク高等教

Educational Policy

1. 目的

1.0 ソーシャルワーク専門職の目的

ソーシャルワークの専門職は、社会的および経済的正義、人間の尊厳および価値、人間関係の重要性、実践における完全性とコンピテンスに基づいている。定義づけられた原則としての価値と共に、ソーシャルワークの目的は、多様な文化の文脈において実践を開発し適用することである。

1.2 目標の達成

ソーシャルワーカーが、クライアントの年齢、階級、肌の色、文化、障がい、エスニシティ、家族構造、ジェンダー、結婚歴、生まれた国、人種、宗教、性および性的指向に対して、差別をせず、尊敬し、それらに関連する知識や技術を持って実践するための準備すること。

3. プログラムの目的

3.0 基礎プログラムの目的

卒業生は、クライアントの年齢、階級、肌の色、文化、障がい、エスニシティ、家族構造、ジェンダー、結婚歴、生まれた国、人種、宗教、性および性的指向に対して、差別をせず、尊敬し、それらに関連する知識や技術を持って実践する能力を示す。

4. 基盤となるカリキュラム内容

4.1 多様性

ソーシャルワークプログラムは、多様なバックグラウンドをもつ人々への尊敬、肯定、理解を促進する内容を統合する。内容は、文化および個人的なアイデンティティのつながりや複雑な性質を強調する。それらは、ソーシャルサービスがグループの必要性を満たすと共に、文化的に関連していることを保障するものである。

プログラムは、アセスメント、プランニング、介入、および調査に影響を及ぼすグループ内および相互間の多様性を認識するための教育を行う。学生は、多様なバックグラウンドをもつ人々への効果的な実践のための戦略の定義づけ、設計、実施方法について学習する。

Accreditation Standards (認定基準)

6. 非差別および人間の多様性

プログラムは、すべての人々に敬意を払うこと、多様性(年齢、階級、肌の色、文化、障がい、エスニシティ、家族構造、ジェンダー、結婚歴、生まれた国、人種、宗教、性および性的指向を含む)の理解において、実践される学習の文脈を提供するための特定および連続的な努力をする。ソーシャルワーク教育は専門的な目的、価値の上に形成され、それによりプログラムは無差別および専門職の基本的な主義を反映する学習内容を提供する。

図1 ソーシャルワーク教育評議会「教育方針および認定基準¹⁶⁾」

育質保障機構専門分野別基準 (Quality Assurance Agency Subject Benchmark Statement for Social Work) ¹⁷⁾」にも反映されている。

この基準には、①ソーシャルワークの性質と範囲 (Nature and extent of social work)、②原理の定義 (Defining principles)、③知識、理解、技術 (Subject knowledge, understanding and skills)、④教授、学習、評価 (Teaching, learning and assessment)、⑤基準 (Benchmark standards) の5つがある。その中の「③知識、理解、技術」において多様な社会におけるソーシャルワークサービスの不可欠な性質として反差別実践 (anti-discriminatory practices) が明示されている。エスニックマイノリティを包摂したソーシャルワーク理念へ移行している。

4.5.3 ソーシャルワーク教育および養成のためのグローバルスタンダード

2004年10月オーストラリアのアデレードで開催された国際ソーシャルワーク学校連盟 (International Association of Schools of Social Work : IASSW) と国際ソーシャルワーカー連盟 (International

Federation of Social Workers : IFSW) の総会において、「ソーシャルワークの教育および養成のためのグローバルスタンダード (Global Standards for the Education and Training of the Social Work Profession)」が採択された。これは、教育側と実践側により共同採択されたものであり、文化的および民族の多様性を包含した教育カリキュラムと実践モデルの統合化に向けて非常に意味がある文書といえる。(図2)

4.6 職能団体による実践基準

4.6.1 ソーシャルワーク実践における文化的コンピテンスの基準

全米ソーシャルワーカー協会 (以下、NASW) は、「ソーシャルワーク実践における文化的コンピテンスの基準 (The Standards for Cultural Competence in Social Work Practice) ^{†3)}」を作成し、多文化社会を視野に入れたソーシャルワーク教育のための基準を示している。「ソーシャルワーク実践における文化的専門能力の基準」(図3)で示された指標 (indicator) は、文化的コンピテンスに基づく実践を実現するための基準を明確にするため

8. 文化的および民族的多様性ならびにジェンダー包括性に関する基準

文化的および民族的多様性に関して、学校は下記に向かって目指すべきである。

- 8.1 その課程における文化的および民族的多様性ならびにジェンダー分析を反映することによって、教育経験の豊かさを確保するために、調和的・継続的努力をすること。
- 8.2 課程が、すべてのコース/モジュール方式へのメインストーリーミングにより、そして/または分離したコース/モジュール方式により、文化的および民族的多様性、ならびにジェンダー分析に関して明瞭に表現された目標をもつことを保証すること。
- 8.3 文化的および民族的多様性、ならびにジェンダー分析に関する問題が、課程の実習内容に現れていることを示すこと。
- 8.4 ソーシャルワーク学生が自分自身の個人的及び文化的価値、信念、伝統、偏見に関して自己認識できるような機会を提供し、これらが人々と関係を作る能力や多様な対象者グループと作業する能力に、いかに影響を与えているかを自覚する機会を与えられることを保障すること。
- 8.5 文化的および民族的多様性、ならびにジェンダー分析についての感受性を高め、知識を増大すること。
- 8.6 グループの固定観念と偏見を最小にし、人種差別主義的な行動、政策、構造がソーシャルワーク実践を通して再現されないことを保証すること。
- 8.7 ソーシャルワーク学生が、人の文化的および民族的信念と志向にかかわらず、尊重と尊厳をもってすべての人との関係構築と処遇ができるようにすること。
- 8.8 国際人権宣言、国連児童の権利条約 (1989)、国連ウィーン宣言 (1993) などの国際的協定書に反映しているような基本的人権のアプローチを、ソーシャルワーク学生が学ぶことを保証する。
- 8.9 課程においては、学生がこれから発達する力と領域であることを認識し、個人としても全体的な社会文化グループの一員としても自分自身を知る機会を与えられるよう保証すること。

Global Standards for the Education and Training of the Social Work Profession, 2004の一部を筆者が翻訳した

図2 「ソーシャルワークの教育および養成のためのグローバルスタンダード」における多様性に関する項目

にソーシャルワーク専門職によって行われる初めての試みである点も評価に値する。

4.6.2 NASW倫理綱領 (Code of Ethics)

倫理綱領は、倫理原則と倫理基準を体系化し、文章化し、番号や記号によりコード化したものである。そして、ソーシャルワーカーが自己決定するための行動基準であり、ソーシャルワーカーの専門性を指し示す原則でもある¹⁸⁾。ソーシャルワークの専門価値を示すものとして非常に重要視されている。NASWの倫理綱領は、1996年に承認され、1999年に改正された。前文には6つの中心的価値（①サービス、②社会正義、③人の尊厳と価値、④人間関係の重要性、⑤誠実、⑥コンピテンス）に基

づいたソーシャルワーク専門性の使命が明記されている。「倫理基準 (Ethical Standards)」のクライアントに対する責任として、「文化的コンピテンスと社会的多様性 (Cultural Competence and Social Diversity)」の項目が規定されている。(図4)

5. おわりに

外国にルーツを持つ人々の問題は、様々な要素が絡み合い重複しながら発生するのであり、彼/彼女たちが生活している国や地域の社会の影響を受けている。システム理論の観点から見ても、個人レベルで抱えている問題は社会レベルと深いつながりを有しており、両者の関係性を無視して外国人問題を解

Standard 1. Ethics and Values (倫理と価値)

ソーシャルワーカーは、専門職の価値、倫理、基準に従うと共に、個人的および専門的価値が多様なクライアントのニーズとどのように対立したり適合したりするかを認識するものとする。

Standard 2. Self-Awareness (自己覚知)

ソーシャルワーカーは、人が生きていくうえで多文化アイデンティティの重要性を認めるひとつの方法として、自分自身の個人的、文化的そして信念についての理解を開発するものとする。

Standard 3. Cross-Cultural Knowledge (異文化間の知識)

ソーシャルワーカーは、主要なクライアントグループの歴史、伝統、価値、家族システム、芸術的な表現に関する特別な知識と理解を持つと共に、開発し続けるものとする。

Standard 4. Cross-Cultural Skills (異文化間の技術)

ソーシャルワーカーは、支援過程において文化の持つ役割に関するワーカーの理解に対応するものにふさわしい方法論的アプローチ、技術、テクニックを活用するものとする。

Standard 5. Service Delivery (サービスの提供)

ソーシャルワーカーは、コミュニティおよびより広い社会において有用なサービスの活用のための十分な知識と技術を兼ね備えると共に、多様なクライアントのために適切に提供するものとする。

Standard 6. Empowerment and Advocacy (エンパワメントとアドボカシー)

ソーシャルワーカーは、社会政策およびプログラムが多様なクライアントの人々に影響を持っているということに気付き、いかなるときもクライアントのために、そしてクライアントと一緒に代弁していかなければならないものとする。

Standard 7. Diverse Workforce (多様な労働力)

ソーシャルワーカーは、仕事の中で多様性を保障するソーシャルワークプログラムおよび組織において就職、採用・雇用契約、成果保持のための支援と代弁を行うものとする。

Standard 8. Professional Education (専門教育)

ソーシャルワーカーは、仕事の中で高等な文化的コンピテンスを促進する教育および訓練プログラムを代弁すると共に参加するものとする。

Standard 9. Language Diversity (言語の多様性)

ソーシャルワーカーは、通訳の活用も含めて、クライアントに対する言語の適応において、情報、送致、サービスの条項や規定を提供し代弁するものとする。

Standard 10. Cross-Cultural Leadership (異文化間のリーダーシップ)

ソーシャルワーカーは、多様なクライアントグループの情報について他の専門職に対して話し合いができるようにならなければならないものとする。

図3 ソーシャルワーク実践における文化的専門能力の基準

1. クライアントに対するソーシャルワーカーの倫理的責任

1.05 文化的コンピテンスと社会的多様性

- (a) ソーシャルワーカーは、文化および人間行動と社会における文化の機能について理解しなければならないと共に、全ての文化に存在している強み（ストレングス）を理解しなければならない。
- (b) ソーシャルワーカーは、クライアントの文化の知識の基礎を持たなければならない。そして、クライアントの文化、人々や文化的グループの間の差異に対する敏感なサービス供給においてコンピテンスを論証・説明できるようにならなければならない。
- (c) ソーシャルワーカーは、社会的多様性の性質に関する教育を獲得しなければならないと共に、人種、エスニシティ、国籍、肌の色、性、性的志向、年齢、婚姻状態、政治的信念、信仰、精神的または身体的障害に係る抑圧について理解するようにならなければならない。

図4 倫理基準における文化的コンピテンスと社会的多様性

決することは難しくなっている。このような状況を踏まえると、個人やグループを取り巻く環境との相互作用に着目した実践理論モデルが必要となると共に、専門職養成のための教育カリキュラムに組み入れて学習を保障することが重要となる。

日本では、国家資格である社会福祉士の養成のために一般的に出版されて用いられているテキストをみると、海外の社会福祉の動向・状況についての言及はあるが、外国にルーツを持つ人々を理解するためのコンピテンスやエスニックリアリティへの配慮が欠如している点が課題である。ソーシャルワーク教育の内容や実践を検討すると共に、一般教養科目、実習、演習などの科目間連携を強化する必要がある。

ソーシャルワーク教育のグローバルスタンダードの観点から見れば、文化および民族の多様性に関する問題が課程の実習内容に現れていることを示すことが求められている。また、アメリカのソーシャルワーク教育委員会が「教育方針と認定基準」に反差別や多様性を組み入れているように、カリキュラムや教育内容の構築並びに水準の維持に認定基準は不可欠である。このように、教育側と実践現場側が連携して専門職養成のための実習のあり方を考えていかなければならない。

NASWは、文化的コンピテンスを発揮するソーシャルワーカーは、ジェンダーの問題について取り

組むと共に、障害者、高齢者、ゲイ、レズビアン、バイセクシュアル、トランスジェンダーの人々を支援することができる必要があると述べている。人々の文化に関する知識と価値は、ソーシャルワーカーにとってクライアントのニーズを解決するために効果的で最適なサービスを創造するための助けとなるのである。

ソーシャルワークにおいては個別性を尊重することが援助の原則の一つとされているのであり、グローバルスタンダードで示された人種や民族、文化、国籍の違いというものは対象者の個別性を尊重した実践を展開するために理解しておく必要があるクライアントの基本的な情報なのである。文化的コンピテンスは、多文化化・多様化するグローバル社会で生活している人々を援助するソーシャルワーカーにとって必要不可欠となる能力といえる。

国際人口移動に伴う生命や生活の安定や安全保障の整備にあたっては、彼/彼女らのエスニックリアリティ（移住の経験や背景、社会構造、国際人口移動の要因など）を念頭に置くことが求められる。それと同時に、各国の社会保障・安全保障という枠組みで考えるだけでなく、国家の枠組みを超えて人間の安全や生命をいかに守っていくかという人間の安全保障（human security）の考え方が重要となるだろう。

注

- †1) 外国人集住都市会議は2001年に設立された。2011年4月1日現在の会員都市は以下の通りである。
 【群馬県】伊勢崎市, 太田市, 大泉町 【長野県】上田市, 飯田市 【岐阜県】大垣市, 美濃加茂市, 可児市 【静岡県】浜松市, 富士市, 磐田市, 掛川市, 袋井市, 湖西市, 菊川市 【愛知県】豊橋市, 豊田市, 小牧市, 知立市 【三重県】津市, 四日市市, 鈴鹿市, 亀山市, 伊賀市 【滋賀県】長浜市, 甲賀市, 湖南市 【岡山県】総社市 (計28都市)
- †2) ICFには2つの部門があり, 2つの構成要素からなっている。
 第1部: 生活機能と障害 a) 心身機能と身体構造, b) 活動と参加
 第2部: 背景因子 c) 環境因子, d) 個人因子
 世界保健機関: ICF 国際生活機能分類—国際障害分類改訂版一. 中央法規, p9, 2003
- †3) 「ソーシャルワーク実践における文化的コンピテンスの基準」は, NASWが2000年に出版したSocial Work Speaks : NASW Policy Statements-Cultural Competence in the Social Work Profession- およびthe NASW Code of Ethicsを基盤にしている。この2つは, ソーシャルワーカーが文化的能力を有することに対して倫理的な責任を持つよう求めている。

文 献

- 1) 佐藤進編: 外国人労働者の福祉と人権. 初版, 法律文化社, 京都, 6, 1992.
- 2) 伊豫谷登士翁, 梶田孝道編: 外国人労働者論 現状から理論へ. 初版, 弘文堂, 7, 1992.
- 3) 小川政亮: 社会保障権・差別事由・最後の障壁・国籍—「反人種差別年」によせて—. 日本社会事業大学研究紀要, 24, 219, 1977.
- 4) 社団法人日本社会福祉士養成校協会監修: 社会福祉士相談援助演習. 初版, 中央法規出版, 東京, 312-315, 2009.
- 5) 社団法人日本社会福祉士養成校協会編: 相談援助演習教員テキスト. 初版, 中央法規出版, 東京, 221-225, 2009.
- 6) 外国人集住都市会議
<http://www.shujutoshi.jp/index.html>
- 7) 世界保健機関: ICF 国際生活機能分類—国際障害分類改訂版一. 初版, 中央法規出版, 東京, 5, 2003.
- 8) Devore W and Schlesinger EG: *Ethnic-sensitive social work practice*. Allyn and Bacon, Boston, 111, 1999.
- 9) Schlesinger EG and Devore W: Ethnic-Sensitive Practice, *Encyclopedia of Social Work 19th Edition*. NASW Press, Washington, DC, 907, 1995.
- 10) 高田真治: アメリカ社会福祉論 ソーシャル・ワークとパーソナル・ソーシャル・サービス. 初版, 海声社, 東京, 49, 1986.
- 11) ハリー・スペクト: 社会的動向 社会福祉実践方法の統合化. 初版, ミネルヴァ書房, 京都, 11, 1975.
- 12) Barker RL: *The Social Work Dictionary 4th Edition*. NASW Press, Washington, DC, 549, 1999.
- 13) Jacobs C and Bowles DD: *Ethnicity & Race: Critical Concept in Social Work*. Washington, DC, NASW Press, 133, 1988.
- 14) Devore W and Schlesinger EG: *Ethnic-sensitive social work practice*. Allyn and Bacon, Boston, 92, 1999.
- 15) Barker RL: Ethnic-sensitive practice, *The Social Work Dictionary 4th Edition*. Washington, DC, NASW Press, 160, 1999.
- 16) The Council on Social Work Education
<http://www.cswe.org/CSWE/accreditation>
- 17) QAA assuring standards and improving quality of UK higher education
<http://www.qaa.ac.uk/Publications/InformationAndGuidance/Pages/Subject-benchmark-statement-Social-work.aspx>
- 18) 北島英治, 副田あけみ, 高橋重宏, 渡部律子編: ソーシャルワーク実践の基礎理論. 改訂版, 夕斐閣, 東京, 291, 2010.

(平成24年5月31日受理)

Cultural Competence and Diversity in Social Work Education

Masaki SOETA

(Accepted May 31, 2012)

Key words : cultural competence, diversity, social work education, multicultural, immigrant

Abstract

This study examined the need to develop the values, knowledge and skills necessary for social workers dealing with immigrants through an interrogation of Western social work education and practice. Today, our society has become multicultural and diversity and international migration has increased. This study shows the necessity of developing new social work education based on the values and theory of diversity and cultural competence. Furthermore, education and practice have to be combined in order to build acceptable standards of social work practice and education for immigrants. Moreover, we need to keep in mind the ethnic reality of international migration in order to improve security and stability in their lives. In order to achieve this, we must not only acknowledge frameworks of social security in each nation, but also employ the 'Human Security' approach that transcends national frameworks and works towards the security and stability of all human beings.

Correspondence to : Masaki SOETA

Department of Social Work
Faculty of Health and Welfare
Kawasaki University of Medical Welfare
Kurashiki, 701-0193, Japan
E-Mail : soeta@mw.kawasaki-m.ac.jp
(Kawasaki Medical Welfare Journal Vol.22, No.1, 2012 1 – 13)